

深層崩壊研究会 規約

(目的)

第1条 深層崩壊研究会(以下、「研究会」という。)は、平成23年9月の紀伊半島大水害により多数発生した深層崩壊や河道閉塞(天然ダム)などの大規模土砂災害について、今後、これらの災害に備えるため、深層崩壊のメカニズム解明のための研究を進め、得られた成果・技術的知見をその対策に反映することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、以下の事項を研究する。

- (1) 紀伊半島大水害による大規模土砂災害の実態把握と災害記録の保存に関すること
- (2) 深層崩壊マップに関すること
- (3) 「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」が必要とする技術的研究に関すること
- (4) その他、研究会の目的達成に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 研究会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 2 座長は、研究会を総括する。
- 3 座長が必要と認めるときは、研究会の承認を得て、委員の追加をすることができる。

(会議)

第4条 研究会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、研究会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、奈良県土木部砂防課に置く。

(その他)

第6条 本規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この規約の施行日以降最初に開かれる研究会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、奈良県土木部長が招集する。

(別表1)

深層崩壊研究会 委員構成

委員区分	氏名	所属・役職
------	----	-------

座長	藤田 正治	京都大学 防災研究所 教授
----	-------	---------------

委員	松村 和樹	京都府立大学大学院 教授
----	-------	--------------

	山田 孝	三重大学大学院教授
--	------	-----------

	小杉 賢一朗	京都大学大学院 准教授
--	--------	-------------

	石塚 忠範	(独) 土木研究所 つくば中央研究所
--	-------	--------------------

土砂管理研究グループ 上席研究員

岡本 敦	国土交通省 国土技術政策総合研究所
------	-------------------

危機管理技術研究センター 砂防研究室長

山口 真司	国土交通省 水管理・国土保全局
-------	-----------------

砂防部 地震・火山砂防室長

中村 則之	国土交通省 近畿地方整備局 河川部 広域水管理官
-------	--------------------------

水本 正之	奈良県 土木部 砂防課長
-------	--------------